

スライスハムの表示等に関する協定書

締結 昭和 5 2 年 2 月 7 日

改正 平成 9 年 3 月 2 4 日

兵庫県（以下「甲」という。）と兵庫県食肉環境衛生同業組合（以下「乙」という。）は、消費者の利益の擁護及び増進を図るため、スライスハムの表示並びに消費者苦情の処理等に関し次のとおり協定する。

（基本原則）

第 1 条 乙及び乙に加入している事業者は、この協定書に定める諸事項を誠実かつ適切に実施するものとする。

2 乙は、乙に加入している事業者の販売するスライスハムの表示が適正に行われるよう事業者を指導しなければならない。

（適用事業者の定義）

第 2 条 この協定書において「事業者」とは、乙に加入しているスライスハムの販売業を営む者をいう。

（必要な表示事項）

第 3 条 事業者は、次に掲げる事項を別記様式により見やすい場所に表示しなければならない。

1 品 名（ブランド名）

ブロックに切断し、またはスライスする前の製品の品名を記載すること。製造事業者を識別できるブランド名を括弧内に記載すること。

2 原材料名

ブロックに切断し、またはスライスする前の製品に表示されている原料肉名及び食品添加物をそのまま記載すること。

3 保存方法

10 以下の冷蔵庫内で保存する等を記載すること。

4 注意事項

なるべく早めに食べる等を記載すること。

（違反者に対する措置）

第 4 条 乙は、前条の規定に違反する事実があったときは、必要な調査を行わなければならない。

2 乙は、甲が前条の規定に違反する事実を通知したときは、直ちに必要な調査及び措置を行い甲に報告しなければならない。

（苦情処理）

第 5 条 事業者は、自己が販売した製品について苦情があったときは、責任をもってその解決にあたるものとする。

(事業者団体の苦情処理体制の整備)

第6条 乙は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第7条 甲は、必要に応じてこの協定書に定める諸事項の履行状況を公表できるものとする。

(協定細目書)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、細目書で定めるものとする。

(協定の改正)

第9条 この協定書を改正する必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して改正するものとする。

附 則

この協定は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

改正した協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年3月24日

甲 兵庫県知事 貝原俊民

乙 兵庫県食肉環境衛生同業組合

理事長 平井千代治

別記様式

品名	(ブランド名)
原材料名	
保存方法	
注意事項	